

「2015年基準消費者物価指数の中間年（2018年）における見直し（案）」に対して提出された意見と総務省の考え方  
（平成29年10月7日～平成29年10月20日意見募集）

No.	提出された意見	総務省の考え方
1	<p>「格安スマホ通信料」ならびに「SIMフリー端末」の価格を消費者物価指数に反映させるという見直し案は、市場の変化に応じた迅速な対応であり、大枠で望ましい変更だと考えます。</p> <p>これらの価格をモデル式に反映するにあたって、調査対象となる事業者・機種や、既存の大手キャリア通信料やSIMロック端末との加重に用いるウエイトなどのモデル式の詳細について、可能な限り開示していただきたく思います。</p> <p>特に、「通信料（携帯電話）」のモデル式では、利用パターン別に価格を選定することとされていますが、現在、具体的にどのような利用パターンが採用されているか不明であるため、事業者がサービス料金の変更を行った際に消費者の負担がどの程度変化するかを的確に見積もることが困難となっています。「通信料（携帯電話）」は、消費者物価指数に占めるウエイトが大きく、注目度も高まっていることを踏まえると、モデル式の透明性を一段と高めるためにも、その詳細を開示していただくことが望ましいと考えます。</p>	<p>「格安スマホ通信料」及び「SIMフリー端末」の消費者物価指数への反映に対する賛成意見として承ります。</p> <p>モデル式により指数を作成している品目の調査対象等の詳細情報は、現在、消費者物価指数の作成・公表に支障がないと判断した範囲について「2015年基準 消費者物価指数の解説」<sup>(*)</sup>等により一般に公表しております。</p> <p>いただいた御意見も参考にしつつ、今後とも、モデル式の詳細情報の開示については適切な対応に努めてまいります。</p> <p>(*) 「2015年基準 消費者物価指数の解説」 <a href="http://www.stat.go.jp/data/cpi/2015/kaisetsu/index.htm">http://www.stat.go.jp/data/cpi/2015/kaisetsu/index.htm</a></p>

No.	提出された意見	総務省の考え方
	<p>また、「格安スマホ通信料」を「通信料(携帯電話)」に、「SIMフリー端末」を「携帯電話機」にそれぞれ反映させるに当たり、代表的な通信事業者・端末を選定することとされていますが、消費者が直面する価格の実態を適切に捕捉できるよう、「格安スマホ通信料」や「SIMフリー端末」の調査価格数を十分に確保していただければと思います。</p> <p>特に、「SIMフリー端末」については、わが国におけるSIMフリー端末市場の歴史が浅いこともあって、調査員調査では代表性のある価格(端末)を選定するのが困難とされます。こうした問題に対処する観点からも、総務省調査により多くの端末の価格を調査することで、代表性の問題をクリアし、基調的な価格の動きが捉えられるようにモデル式に反映させることが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本銀行調査統計局】</p>	<p>料金制度や価格体系の実態を指数に的確に反映するために必要な調査価格の選定を行ってまいります。</p> <p>価格調査方法については、いただいた御意見を踏まえ対応いたします。</p>
2	<p>本改正に賛成である。</p> <p>加熱式たばこについては調査のために項目として加える事は適切であると思われた。</p> <p>また、「格安スマホ通信料」は「通信料(携帯電話)」に、「SIMフリー端末」は「携帯電話機」に反映するのは妥当ではないかと思われた。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本案に対する賛成意見として承ります。</p>
3	<p>社会構造の改革に関する政策の御提案(要約)</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本件は「2015年基準消費者物価指数の中間年(2018年)における見直し(案)」について意見を募集したものです。</p>

提出意見数： 3件